

Title	慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1975
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.68, No.5 (1975. 5) ,p.500(88)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19750501-0088

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾経済学会会則

- 第1条 本会は慶應義塾経済学会 (The Keio Economic Society) と称する。
- 第2条 本会は経済学の研究およびその奨励、ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
- 1 研究会の開催
 - 2 機関誌「三田学会雑誌」およびその他研究成果の刊行
 - 3 講演会、資料展覧会の開催
 - 4 他の学会および諸団体との連絡
 - 5 その他本会の目的を達成するため適当と認める事業
- 第4条 本会は慶應義塾大学経済学部所属専任者のうち経済学を専攻する者をもって組織する。ただし特別会員をおくことが出来る。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
 - 2 委員長 1名
 - 3 副委員長 2名
 - 4 委員 若干名
 - 5 監事 2名
- 第6条 会長は慶應義塾大学経済学部長とする。委員長、副委員長、委員及び監事は、総会において決定する。
- 第7条 会長は本会を代表する。委員は委員会を組織し会務を執行する。委員長は委員会を代表し会務を統轄する。副委員長は委員長を補佐する。監事は会計を監査する。
- 第8条 委員長、副委員長、委員および監事の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第9条 会長は年一回総会を招集する。ただし必要に応じ臨時総会を招集することもできる。
- 第10条 会員は機関誌「三田学会雑誌」およびその他本会刊行物の配布を受けることができる。
- 第11条 本会の経費は賛助金、補助金およびその他の収入をもってこれに充てる。
- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。
- 第13条 本会会則の変更は総会の決議による。
- 第14条 本会の事務所は慶應義塾経済学部研究室内に置く。

経済学会委員 (昭和 50. 4 改選)

会 長	福岡正夫		
委員長	千種義人		
副委員長	村井俊雄	野地洋行	
委 員	尾城太郎丸	深海博明	神谷伝造
	川又邦雄	養谷千風彦	大貫朝義
	葛木能雄	清水雅彦	鶴野公郎
監 事	遊部久蔵	大熊一郎	

経済学会報告 (昭和 49 年度)

昭和49年			
5月23日	アーバンゲイニングについて		
		高橋潤二郎	
6月6日	経済成長と技術変化	尾崎巖	
		清水雅彦	
6月20日	経験の賃金率に及ぼす役割——日米比較研究——	島田晴雄	
9月26日	米国経済学史学会第一回総会に出席して	松浦保	
10月17日	余暇文明における労働問題	青沼吉松	
10月24日	所得分配理論の基本問題	神谷伝造	
11月28日	文政期芸備16郡における商品生産と流通——近世鉄山業史研究への一視角——	大貫朝義	
12月19日	フランスにおけるマルクス主義の成立について	野地洋行	
昭和50年			
1月23日	経済成長と資本移動	佐々波楊子	